

北上市都市公園規則の一部を改正する規則

北上市都市公園規則（平成12年北上市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（許可申請） 第2条 条例第2条及び第7条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>公園を占用する場合</u> <u>公園占用許可申請書</u>（様式第3号） (4) <u>公園で制限行為をする場合</u> <u>公園使用許可申請書</u>（様式第4号） (5) [略] 2 市長は、前項の申請を許可するときは、次の各号に掲げる許可書を申請者に交付するものとする。 (1)・(2) [略] (3) 前項第3号の許可 <u>公園占用許可書</u>（様式第8号） (4) 前項第4号の許可 <u>公園使用許可書</u>（様式第9号） (5) <u>前項第5号の許可</u> <u>公園施設設置（管理 占用 使用）変更許可書</u>（様式第10号） （届出） 第3条 条例<u>第18条</u>に規定する届け出は、次の各号によるもの	（許可申請） 第2条 条例第2条及び第7条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) <u>公園で制限行為をする場合又は公園を占用する場合</u> <u>公園使用（兼占用）許可申請書</u>（様式第3号） (4) [略] 2 市長は、前項の申請を許可するときは、次の各号に掲げる許可書を申請者に交付するものとする。 (1)・(2) [略] (3) 前項第3号の許可 <u>公園使用（兼占用）許可書</u>（様式第8号） (4) <u>前項第4号の許可</u> <u>公園施設設置（管理 占用 使用）変更許可書</u>（様式第10号） （届出） 第3条 条例<u>第19条</u>に規定する届け出は、次の各号によるもの

とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(職員の指示)

第5条 公園又は公園施設の使用又は占用の許可を受けた者は、使用に当たっては職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、管理上の必要により、職員が立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(使用料の還付)

第6条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 市の都合により使用の許可を取り消したとき 全額

(工作物等の返還)

第8条 [略]

とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(係員の指示)

第5条 公園又は公園施設の使用又は占用の許可を受けた者は、使用に当たっては係員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、管理上の必要により、係員が立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(使用料の還付)

第6条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 市又は指定管理者の都合により使用の許可を取り消したとき 全額

(工作物等の返還)

第8条 [略]

(指定管理者の業務)

第9条 条例第26条第6号に定める業務は、次のとおりとする。

。

(1) 利用料金の徴収に関すること。

(2) その他公園の管理に関し市長が定めるもの。

2 条例第23条第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせるときは、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 [略]

様式第1号(第2条関係)

[略]

都市公園法第5条第1項の規定に基づき公園施設を設置したいので、申請します。

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

都市公園法第5条第1項の規定に基づき公園施設を管理したいので、申請します。

[略]

様式第3号(第2条関係)

[略]

北上市長 様

[略]

公園占用許可申請書

都市公園法第6条第1項の規定に基づき公園を占用したいので、申請します。

公園の名称		占用の場所	
-------	--	-------	--

(補則)

第10条 [略]

様式第1号(第2条関係)

[略]

次のとおり公園施設を設置したいので、申請します。

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

次のとおり公園施設を管理したいので、申請します。

[略]

様式第3号(第2条関係)

[略]

北上市長(指定管理者) 様

[略]

公園使用(兼占用)許可申請書

次のとおり公園を使用(兼占用)したいので、申請します。

公園の名称		<u>行為又は占</u> <u>用の場所</u>	
<u>行為又は占</u>		<u>参加人数</u>	

占 用 物 件	[略]		
占用の目的		占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
[略]			

[略]

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者

住所（所在地）

氏名（代表者）

公園使用許可申請書

北上市都市公園条例第7条第1項の規定に基づき公園を使用
したいので、申請します。

公園の名称		行 為 の 場 所	
行為の目的			

用の目的及 び 内 容		（ 行 為 の 場 合 ）	
行為又は占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
占用物件の 種 類 及 び 数 量 等	[略]		
[略]			

[略]

様式第4号 削除

・ 内 容	
行為の期間	<u>年 月 日 () 時 分から</u> <u>年 月 日 () 時 分まで</u>
参 加 人 数	
その他必要 な 事 項	
添 付 書 類	

次の理由により使用料を減免願います。

減 免 理 由	
---------	--

様式第 5 号（第 2 条関係）

〔略〕

北上市長 様

〔略〕

様式第 6 号（第 2 条関係）

〔略〕

〔略〕			
施設の管理 方 法		<u>工事の実施 方 法</u>	
<u>工事の着手 及び完了の 時 期</u>	<u>年 月 日着手</u> <u>年 月 日完了</u>	<u>復旧の方法</u>	
その他必要 な 事 項			

様式第 5 号（第 2 条関係）

〔略〕

北上市長（指定管理者） 様

〔略〕

様式第 6 号（第 2 条関係）

〔略〕

〔略〕	
施設の管理 方 法	

添 付 書 類	
許 可 条 件	
[略]	

様式第 7 号（第 2 条関係）

[略]

[略]	
施 設 の 管 理 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	
添 付 書 類	
許 可 条 件	
[略]	

様式第 8 号（第 2 条関係）

[略]

北上市長 _____ 印

[略]

公園占用許可書

年 月 日付けで申請のあった公園の占用については、
次の条件を付けて許可します。

許 可 番 号	[略]
---------	-----

許 可 条 件	
[略]	

様式第 7 号（第 2 条関係）

[略]

[略]	
施 設 の 管 理 方 法	
許 可 条 件	
[略]	

様式第 8 号（第 2 条関係）

[略]

北上市長 _____ 印
(指定管理者 _____ 印)

[略]

公園使用（兼占用）許可書

年 月 日付けで申請のあった公園の使用（兼占用）に
ついては、次の条件を付けて許可します。

許 可 番 号	[略]
---------	-----

公園の名称		占用の場所	
占有物件の種類及び数量等	[略]		
占用の目的		占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
物件の構造		管理の方法	
工事の実施方法		工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
復旧の方法			
その他必要な事項			
添付書類			
許可条件			
[略]			

[略]

公園の名称		行為又は占用の場所	
行為又は占用の目的及び内容		参加人数 (行為の場合)	
行為又は占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
占有物件の種類及び数量等	[略]		
物件の構造		管理の方法	
許可条件			
[略]			

[略]

様式第 9 号（第 2 条関係）

年 月 日

様

北上市長



公園使用許可書

年 月 日付けで申請のあった公園の使用については、次の条件を付けて許可します。

許可番号	第 号		
公園の名称			
行為の場所			
行為の目的 及び内容			
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
参加人数			
その他必要な事項			
添付書類			
許可条件			
使用料	円	内訳	
減免理由			
摘要			

様式第 9 号 削除

備考 1 この決定について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この許可書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第10号（第2条関係）

[略]

北上市長 印

[略]

[略]	
変更理由	
その他必要な事項	

様式第10号（第2条関係）

[略]

北上市長 印
 （指定管理者 印）

[略]

[略]	
変更理由	

添 付 書 類	
許 可 条 件	
[略]	
様式第11号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長 様</u>	
[略]	
様式第12号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長 様</u>	
[略]	
様式第13号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長 様</u>	
[略]	
様式第14号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長 様</u>	
[略]	
様式第15号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長 様</u>	
[略]	

許 可 条 件	
[略]	
様式第11号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長（指定管理者） 様</u>	
[略]	
様式第12号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長（指定管理者） 様</u>	
[略]	
様式第13号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長（指定管理者） 様</u>	
[略]	
様式第14号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長（指定管理者） 様</u>	
[略]	
様式第15号（第3条関係）	
[略]	
<u>北上市長（指定管理者） 様</u>	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。